

令和6年7月1日

PTA会員の皆様

東京都立三鷹中等教育学校学校
PTA会長 天花寺 尚徳

PTA保険加入のお知らせ

日頃よりPTA活動にご協力いただきまして、ありがとうございます。
都立三鷹中等教育学校PTAでは、今後もPTA活動が安心して行えるよう、「PTA保険」に加入しましたのでお知らせいたします。

PTA賠償責任保険の概要

(1) 特徴

日本国内で行われるPTA活動の遂行に起因する事故により他人の身体や財物への損害を与えたことについて、PTAまたはPTA役員に法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用をお支払いします。

(2) 保険金額（支払限度額） 免責金額（自己負担額）

PTA活動の遂行に伴う賠償責任		
対人賠償	1名につき	100,000千円
	1事故につき	500,000千円（免責 0円）
対物賠償	1事故につき	50,000千円（免責 0円）
法律相談・クレーム費用	1事故につき	1,000千円
	保険期間中	100,000千円
保管物にかかわる賠償責任		
対物賠償	1事故につき	100千円（免責5千円）
	保険期間中	100,000千円
提供飲食物危険保障特約セット		

(3) 保険金をお支払いする場合・しない場合

別添のパンフレット3ページをご参照ください

PTA団体傷害保険の概要

(1) 契約形態（詳細は別添のパンフレットご参照ください）

被保険者	PTA会員（保護者・教職員）並びにその学校・園に通学する児童・生徒 PTA会員の同居の親族 PTA行事（*1）への参加が事前にPTAより認められている方 （*1） PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則（名称のいかんを問いません）に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。
------	--

(2) 保険金額、保険金のお支払い内容

給付項目	保険金額	保険金のお支払い内容
死亡・後遺障害	200万円	別添のパンフレット4ページをご参照ください
入院保険金日額	3千円	
通院保険金日額	2千円	
細菌性食中毒補償特約(自動付帯)		
熱中症危険補償特約(自動付帯)		

(3) 保険金をお支払いしない場合

別添のパンフレット6ページをご参照ください

《注意事項》

- 事故が起きた場合、まずは**行事運営責任者のPTA委員**へご連絡をお願いいたします。当該運営責任者より保険会社へ連絡し、指示に従い対応いたします。その場で示談や金銭支払いの取り決め等はしないようお気を付けください。

- 物損が起きた場合、写真をお撮りください。

《その他》

- PTA行事(各委員会・各クラスなどの行事を含む)に関するプリントを配付する際には、必ずプリントの右上に学校名・PTA会長名・主催者名を記入するとともに、その行事の日時・場所も記入するようにしてください。
- 添付パンフレットでは、本契約に関わらない記載内容や誤解を与える契約事例については削除またはグレーのマスキングをしております。



学校・PTA団体用

PTA賠償責任保険 PTA団体傷害保険 学校契約団体傷害保険

AIG損保



PTA賠償責任保険/PTA団体傷害保険/学校契約団体傷害保険

2020年4月版

2020年4月1日以降保険始期契約用

PTA賠償責任保険

(賠償責任保険(個人用)普通保険約款+PTA特別約款+児童・生徒補償対象外特約+提供飲食物危険補償特約+法律相談・クレーム対応費用補償特約)

日本国内で行われるPTA活動の遂行に起因する事故により他人の身体や財物へ損害を与えたことについて、PTAまたはPTA役員*に法律上の損害賠償責任が生じた場合に、損害賠償金や各種費用をお支払いします。

*PTA活動に伴う損害賠償責任での対象であり、保管物に係わる損害賠償責任はPTAのみとなります。

対人	対物	保管物
		
●PTAの催しで会場設備の不備により来場者がケガをした。	●PTA主催のソフトボール大会で打球が走行中の第三者の車にあたり損傷させた。	●PTAの運動大会で使用するために借用したスポーツ用具をあやまって落とし破損させた。

① 損害賠償金

法律上、被害者に支払うべき損害賠償金(治療費、慰謝料、修理費等)をお支払いします。

② 損害発生・拡大防止費用

損害の発生または拡大の防止に必要なまたは有益な費用をお支払いします。

③ 求償権保全費用

他人に損害賠償の請求をすることができる場合に、その権利の保全または行使のために要した費用をお支払いします。

④ 緊急措置費用

被害者に対して支出した応急手当、護送などの緊急措置に要した費用をお支払いします。

※結果的に賠償責任がないと判明した場合でも補償の対象となります。

⑤ 争訟費用

万一訴訟になった場合の訴訟費用、弁護士報酬などをお支払いします。

⑥ 保険会社への協力費用

弊社の求めに応じて、損害賠償請求の解決に協力するために要した費用をお支払いします。

(注1) ①、②、③、④は、1回の事故につき、これらの損害額の合計額から自己負担額を差し引いた額を、保険金額を限度にお支払いします。

(注2) ⑤、⑥は実額をお支払いします。ただし⑤については、損害賠償金が保険金額を超える場合、次の算式により算出した額をお支払いします。

$$\text{支出した争訟費用の額} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{損害賠償金}}$$

● 提供飲食物危険補償

PTAのイベント等で提供した飲食物により、他人が食中毒等を被った場合の損害賠償責任を補償

● 法律相談・クレーム対応費用補償

PTAおよびPTA役員がトラブルに巻き込まれた際の弁護士への法律相談費用や委任費用を補償

弁護士相談・弁護士紹介サービス

クレーム行為に関して、提携先弁護士からのアドバイスや、委任を行う弁護士の紹介を受けられます。

※法律相談・クレーム対応費用補償特約を付帯した場合にご利用いただけます。

PTA賠償責任保険 Q&A

Q PTA賠償責任保険の対象となる事故は、ケガに限られますか？

A 他人のケガに限らず、財物の損壊事故であっても、PTAまたはPTA役員に法律上の賠償責任があると認められれば対象となります。

Q PTA活動に参加するために自宅からの移動中の事故は対象となりますか？

A PTA賠償責任保険では、自宅との往復途上の事故は対象となりません。PTA団体傷害保険では、自宅と行事開催場所との往復途上も補償の対象となります。

Q PTA活動中、保護者の個人的な賠償事故が発生した場合にも補償してもらえますか？

A PTA賠償責任保険の被保険者(補償を受けられる方)は、団体としてのPTAまたはPTA役員です。PTAが法律上の賠償責任を負わない場合は、補償の対象となりません。

PTA賠償責任保険の概要

用語のご説明(7ページ)を
あわせてご覧ください。

※補償の詳細については、PTA特別約款など保険約款をご覧ください。

	保険金をお支払いする場合	保険金をお支払いしない主な場合
基本補償 (管理者賠償責任補償)	<p>保険期間中にPTA管理下(注1)において、被保険者が次の法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p><PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任> PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。</p> <p><保管物に係わる損害賠償責任> 被保険者が第三者から借用し、使用・管理するスポーツ用具などの財物(以下、「保管物」といいます。)が損壊、紛失、または盗まれたとき。</p> <p>●被保険者の範囲 <PTA活動に伴う損害賠償責任> PTAまたはPTA役員 <保管物に係わる損害賠償責任> PTA</p> <p>●お支払いする保険金 次の賠償金や費用の額をお支払いします。 ①損害賠償金(注) 損害賠償金の決定にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。 ②損害発生・拡大防止費用 ③求償権保全費用 ④緊急措置費用 ⑤争訟費用 ⑥保険会社への協力費用</p> <p>●お支払いする保険金の額 ・上記①から④までは、1回の事故につき次の算式により算出した支払保険金の額をお支払いします。ただし、ご契約の保険金額を限度とします。 支払保険金の額 = 上記①の損害賠償金 + 上記②③④の各費用 - 自己負担額 ただし、限度額についてそれぞれ次のとおりとなります。</p> <p><PTA活動に伴う損害賠償責任> 1回の事故につきご契約の保険金額が限度。</p> <p><保管物に係わる損害賠償責任> 1回の事故につき10万円かつ保険期間を通じてご契約の保険金額が限度。 ・上記⑤および⑥は、支出した費用の全額をお支払いします。ただし、⑤について、上記①の額が保険金額を超える場合は、次の算式により算出した額をお支払いします。 支出した争訟費用の額 × (保険金額 ÷ ①の損害賠償金)</p>	<p><PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任> <保管物に係わる損害賠償責任> 共通 ・故意 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 など</p> <p><PTA活動(注2)に伴う損害賠償責任>のみ ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する施設の改築、修理、取り壊しなどの工事に起因する損害賠償責任 ・自動車などの所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ・被保険者の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任(提供飲食物危険補償特約がセットされている場合、飲食物に起因する損害賠償責任はお支払いの対象となります。) ・被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任(ただし、PTA役員が負担する損害賠償責任に限ります。) など</p> <p><保管物に係わる損害賠償責任>のみ ・保管物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による損壊または保管物を貸主に返還した日の翌日から起算して30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任 など</p>
提供飲食物危険補償特約	<p>PTA活動中に提供された飲食物に起因して、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊し、被保険者(PTAまたはPTA役員)が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 ただし、回収措置(飲食物の回収・交換・廃棄など)に関する費用はお支払いの対象外となります。</p> <p>●お支払いする保険金 「基本補償」の「お支払いする保険金」と同じです。 ただし、「お支払いする保険金」①から④までの額は、保険期間を通じて「PTA活動に伴う損害賠償責任」における1事故あたりの保険金額を限度とします。</p>	<p>・故意 ・被保険者が損害賠償に関し第三者との間に約定を締結している場合において、その約定によって加重された損害賠償責任 ・PTA活動の終了後に行われたPTA活動以外の活動によって生じた損害賠償責任 ・被保険者が所有・使用・管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任 ・故意または重大な過失により法令に違反して提供した飲食物に起因する損害賠償責任 ・提供した飲食物の瑕疵に起因して飲食物自体に発生した財物の損壊に対する損害賠償責任 ・廃棄または遺棄した飲食物に起因する損害賠償責任 ・賞味期限・消費期限を経過した飲食物に起因する損害賠償責任 など</p>
法律相談・クレーム対応費用補償特約	<p>保険期間中に発生した次のいずれかの事故により、被保険者(PTA)が法律相談を行った場合、または、弁護士委任契約を締結した場合に、弊社の同意を得て負担した弁護士費用(※1)を補償します。 ただし、日本国内で発生した事故に限ります。</p> <p>①PTA活動において生じた偶然な事故により、他人の身体に障害を与えたり、他人の財物を損壊したりしたとき。 ②PTAまたはPTA役員(※2)が、PTA活動中にクレーム行為を受けたこと、または、PTA活動に起因して発生したことを原因とするクレーム行為を受けたこと。 (※1) 事故日を含めて3年以内に行った法律相談または締結した弁護士委任契約に対する費用に限ります。 (※2) 退任した役員を含みます。</p> <p>●お支払いする保険金 被保険者が弁護士に対して支払う相談料・着手金・報酬金・手数料・訴訟費用および事故の対応に要した費用(※1)について、費用ごとに保険の約款に定める金額を限度にお支払いします。ただし、1回の事故(※2)につき100万円かつ保険期間を通じて1億円を限度とします。なお、顧問料は含みません。 (※1) 「基本補償」で支払われるべき費用を除きます。 (※2) 同一の事由に対して発生した事故(クレーム行為など)は1回の事故とみなします。</p>	<p>・故意または重大な過失 ・戦争・革命・内乱・暴動 ・地震・噴火またはこれらによる津波 ・台風・洪水または高潮 ・放射線照射・放射能汚染 ・自動車などの所有・使用・管理 ・環境汚染(ただし、不測かつ突発的な事故により発生したものは除きます。) ・PTAまたはPTA役員による診察・治療・医薬品の販売または身体の整形 ・騒音・振動・悪臭・日照不足その他これらに類する事由 など</p>

(注1) 「PTA管理下」とは、PTAの指揮、監督および指導下において、PTA活動(注2)を行っている間をいいます。

ただし、PTA会員および児童・生徒がPTA活動(注2)へ参加するための所定の場所と自宅との往復途中はPTA管理下には含みません。

(注2) 「PTA活動」とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催または共催する活動で、PTA総会・運営委員会などPTA会則に基づく正規の手続きを経て決定された諸活動をいいます。

PTA 団体傷害保険

(傷害保険普通保険約款+PTA団体傷害保険特約+細菌性食中毒補償特約+熱中症危険補償特約)

被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中^(*)に被ったケガについて
保険金をお支払いします。



●PTA共催の運動会で
転倒してケガをした。



●PTA活動として行った登下校の
安全指導中にケガをした。



●PTA行事後、帰宅途中に
車にはねられてケガをした。

① 死亡保険金

事故によるケガのため、事故の日から180日以内に死亡した場合にお支払いします。

② 後遺障害保険金

事故によるケガのため、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合にお支払いします。

③ 入院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の日から180日以内に入院した場合にお支払いします。(180日限度)

④ 手術保険金

事故によるケガの治療のため、事故の日から180日以内に所定の手術を受けた場合にお支払いします。

⑤ 通院保険金

事故によるケガの治療のため、事故の日から180日以内に通院した場合にお支払いします。(90日限度)

(*) [PTA行事参加中]とは次の間をいいます。

1. 被保険者の所属するPTA(単位PTAとその単位PTAが所属し、もしくは構成員となっている組織)の管理下(指揮、監督および指導下)においてPTA行事に参加(集合から解散まで)している間
2. PTA行事に参加するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中

(注1)被保険者は次に掲げる方となります。

1. PTA会員(保護者・教職員)ならびにその学校・園に通学する児童・生徒
2. PTA会員の同居の親族
3. PTA行事(*1)への参加が事前にPTAより認められている方

(*1)PTA行事とは、日本国内においてPTAが企画・立案し主催するまたは共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(名称のいかんを問いません。)に
もとづく手続きを経て決定されたものをいいます。

(注2)ケガには、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。(細菌性食中毒補償特約)

(注3)ケガには、急激かつ外来による日射または熱射によって被った身体の障害を含みます。(熱中症危険補償特約)

PTA団体傷害保険 Q&A

Q 未就学の弟がPTA主催の行事に参加しますが、補償の対象となりますか?

A PTA会員の同居の親族であれば、兄弟や祖父母も補償の対象となります。

Q 休日の土曜日に補習授業を行います。補償の対象となりますか?

A その補習授業が、PTAが主催または共催するものであれば対象となります。

Q PTA主催のソフトボール大会の参加中に、熱中症で倒れました。補償の対象となりますか?

A 熱中症危険補償特約がセットされていますので、ケガをした場合と同様に補償の対象となります。

PTA団体傷害保険・学校契約団体傷害保険の概要

※補償の詳細については、普通傷害保険の約款をご覧ください。

保険金をお支払いする場合・お支払いする保険金		保険金をお支払いしない場合
PTA団体傷害保険	学校契約団体傷害保険	(PTA団体・学校契約団体共通)
被保険者が日本国内におけるPTA行事参加中(※)に被ったケガについて保険金をお支払いします。 (※)「PTA行事参加中」とは次の間をいいます。 ・被保険者の所属するPTA(単位PTAとその単位PTAが所属し、もしくは構成員となっている組織)の管理下(指揮、監督および指導下)においてPTA行事に参加(集合から解散まで)している間 ・PTA行事に参加するためにPTAが指定する集合・解散場所と被保険者の自宅との通常の経路による往復中		<ul style="list-style-type: none"> ●故意または重大な過失 ●自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ●自動車・バイク・原動機付自転車などの無資格運転・酒気帯び運転・麻薬などを使用しての運転中に被ったケガ ●病気・心神喪失などおよびこれらを原因とするケガ(例えば歩行中に病気により意識を喪失し転倒したためにケガをした場合など) ●入浴中の溺水(ただし、弊社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。) ●妊娠・出産・早産 ●むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの ●地震・噴火またはこれらによる津波 ●戦争・革命・内乱・暴動 ●放射線照射・放射能汚染
死亡保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に亡くなった場合に、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 (注)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を死亡・後遺障害保険金額から控除してお支払いします。	(PTA団体のみ) ・被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故 ・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となりうるべき児童・生徒のケガ
後遺障害保険金	ケガにより事故日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に、後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100%をお支払いします。 (注)お支払いする保険金は、保険期間を通じて、死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	(学校契約団体のみ) ・大学の課外活動中の被保険者がピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山、ハンググライダー搭乗などの危険な運動を行っている間に生じた事故
入院保険金	ケガにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の入院が対象)	など
手術保険金	ケガにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の手術1回限度) ① 入院中に受けた手術の場合 [入院保険金日額×10] ② ①以外の手術の場合 [入院保険金日額×5]	
通院保険金	ケガにより通院(通院に準じた状態(※1)および往診を含みます。)した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。(1事故につき、事故日を含めて180日以内の通院のうち90日限度) (※1)骨折・脱臼・靭帯損傷などで、保険の約款に定める部位(長管骨・脊柱など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。 (※2)固定帯・サポーターなどの任意で容易に着脱できるもの、および、骨の固定のために体内に挿入された器具は含みません。	

●セットされる特約

細菌性食中毒補償特約	この特約がセットされた場合には、ケガに細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。
熱中症危険補償特約	この特約がセットされた場合には、ケガに急激かつ外来の日射または熱射による身体障害を含みます。

ご契約例 (保険期間1年間)

PTA賠償責任保険

保険金額 (支払限度額)	PTA活動の遂行に伴う賠償責任 (自己負担額0円)	対人
		対物
	保管物に係わる賠償責任 (自己負担額5,000円/1事故)	
	提供飲食物危険補償 (自己負担額0円)	対人 対物
	法律相談・クレーム対応費用補償	
保険料	児童・生徒数500名の場合	
	児童・生徒数1,000名の場合	

PTA賠償責任保険は、学校・保育所単位のPTAでの契約、または単位PTAが所属している組織(PTA連合会等)が保険契約者となり複数の単位PTAを被保険者とする団体契約となります。

PTA団体傷害保険(細菌性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約セット)

保険金額	死亡保険金	
	後遺障害保険金(障害等級により)	
	入院保険金日額(180日限度)	
	手術保険金(1事故につき1回) (手術の際の入院の有無によって)	
	通院保険金日額(90日限度)	
保険料	世帯数500世帯の場合	
	世帯数1,000世帯の場合	

PTA団体傷害保険は、学校・保育所単位のPTAでの契約、または単位PTAが所属している組織(PTA連合会等)を保険契約者とする契約となります。

学校契約団体傷害保険(幼稚園、小学校、中学校の場合)(細菌性食中毒補償特約、熱中症危険補償特約セット)

保険金額	死亡保険金	
	後遺障害保険金(障害等級により)	
	入院保険金日額(180日限度)	
	手術保険金(1事故につき1回) (手術の際の入院の有無によって)	
	通院保険金日額(90日限度)	
保険料	児童・生徒数500名の場合	
	児童・生徒数1,000名の場合	

学校契約団体傷害保険は、原則として学校単位の契約で、所属する園児、児童、生徒または学生全員を被保険者とする契約となります。

保険用語のご説明

あ	ウイルス性食中毒	ノロウイルス等のウイルスに汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
か	危険な運動	ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗その他これらに類する危険な運動をいいます。
	ケガ	急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいい、有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取したことによる急性中毒を含みます。 ●「急激」とは、突発的に発生し事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ●「偶然」とは、事故の発生原因または結果の一方、または両方が被保険者によって予知できないこと ●「外来」とは、被保険者の身体外部からの作用によることをいいます。 上記3要件に該当しない例えば、「日焼け」、「しもやけ」、「低温やけど」、「疲労骨折」、「テニス肘」、「野球肩」などは、補償の対象となりません。
	後遺障害	身体に残された将来においても医学上回復できない機能の重大な障害、または身体の一部の欠損をいいます。
さ	細菌性食中毒	サルモネラ菌等の細菌に汚染された食品等を摂取したことにより発症した食中毒をいいます。
	時価額	保険の対象と同等の物を新たに購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いて、現在の価値として算出した金額をいいます。
	自己負担額	補償の対象となる事由が生じた場合に被保険者の自己負担となる金額をいいます。
	手術	健康保険などの公的医療保険の給付対象として定められている手術および先進医療に該当する手術をいいます。ただし、創傷処理、皮膚切開術、骨・関節の非観血的整復術、抜歯手術などの軽微な手術は補償の対象なりません。
は	PTA役員	会長、副会長、書記、会計、監査、理事、監事、委員長、副委員長、委員、その他これに準ずる方をいいます。
	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
	保険期間	弊社が保険契約に基づく責任を負う期間をいいます。
	保険金	補償の対象となる事由が生じた場合に、弊社が支払う金銭をいいます。
	保険金額	ご契約にあたり弊社とご契約者との間で定める金額(ご契約金額)で、弊社がお支払いする保険金の額または限度額をいいます。
	保険契約者	保険契約の申込みを行い、保険料を払い込む方をいいます。
	保険料	ご契約の内容に基づいて、ご契約者から弊社へ払い込みいただく金銭をいいます。

ご注意事項

■事故が起きた場合

【PTA賠償責任保険】

事故が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店・扱者または弊社まで次の事項をご連絡ください。

- 事故発生の日時・場所 ○被害者の住所・氏名 ○事故の状況・原因 ○損害賠償の請求を受けたときは、その内容
 - 同一事故を補償する他の保険契約(共済を含みます。)の有無およびその内容(既に支払いを受けた場合は、その事実を含みます。)
- (ご注意) 1.賠償事故の場合、賠償金額の決定にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。被害者との間で賠償額を決定(示談)する場合には、必ず事前にご連絡ください。弊社は被害者との示談、調停などの法律行為を行うことができませんが、被害者からの損害賠償請求に対して、その解決にあたるための助言、協力を行うことができます。
- 2.盗難事故の場合には、所轄の警察署へも届け出をしてください。

【PTA団体傷害保険・学校契約団体傷害保険】

事故が発生した場合には、取扱代理店・扱者または弊社まで事故の日からその日を含めて30日以内にご通知ください。正当な理由なく30日以内に事故発生のご通知をいただけない場合や、事故の内容をご通知いただく際、知っている事実を告げなかった場合、または事実と異なることを告げた場合などには、弊社がそれによって被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

(ご注意) 1.保険金請求額が10万円以下で、治療期間が3か月以内の場合、「傷害保険金請求書兼同意書」、「傷害保険の事故報告書兼同意書」の各項目に記入捺印の上、診察券のコピーを添えてご提出いただければ、診断書を省略することができます。

2.保険金請求者は、被保険者の方としてください。PTA、学校などが請求者となる場合は、被保険者の方の委任が必要です。

(P団かんたん請求)

PTA団体傷害保険については、取扱代理店経由もしくは引受保険会社へ直接「事故報告書兼事故証明書」をFAXもしくはメールにてご提出いただくことで、その後の保険金請求をペーパーレスで行うこともできます。

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書(「契約概要」「注意喚起情報」等)を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20
03-6848-8500
午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)
<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは